

TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.28

中小企業支援の最前線!

——税理士と金融機関が力を合わせて
苦境に立つ中小企業を共に支えよう!

- 新型コロナ恐慌で問われる民間金融機関の覚悟 3
多胡秀人 地域の魅力研究所代表理事・金融庁参与
- 苦境に立つ中小企業を共に支え再び成長軌道に乗せる 4
笹島律夫 常陽銀行取締役頭取・全国地方銀行協会会長(当時)
坂本孝司 TKC全国会会長
- 緊急資金繰り支援に向けた覚書締結金融機関との連携 12
- TKCモニタリング情報サービス活用事例
 - ◎ 冷静な状況判断が「売上げ8割減」からの復活を導く 15
有限会社絹もの屋まつなが
燕三条税理士法人(TKC関東信越会)
 - ◎ 万全な準備とポジティブシンキングで危機を乗り越える 18
株式会社スタジオタカノ
税理士法人かなり&パートナーズ(TKC西東京山梨会)



重要 法人税等の申告期限延長に伴い 決算書の提供が遅れる可能性があります

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の影響で申告が困難となる法人について申告期限の延長を弾力的に取り扱うことを発表しました。

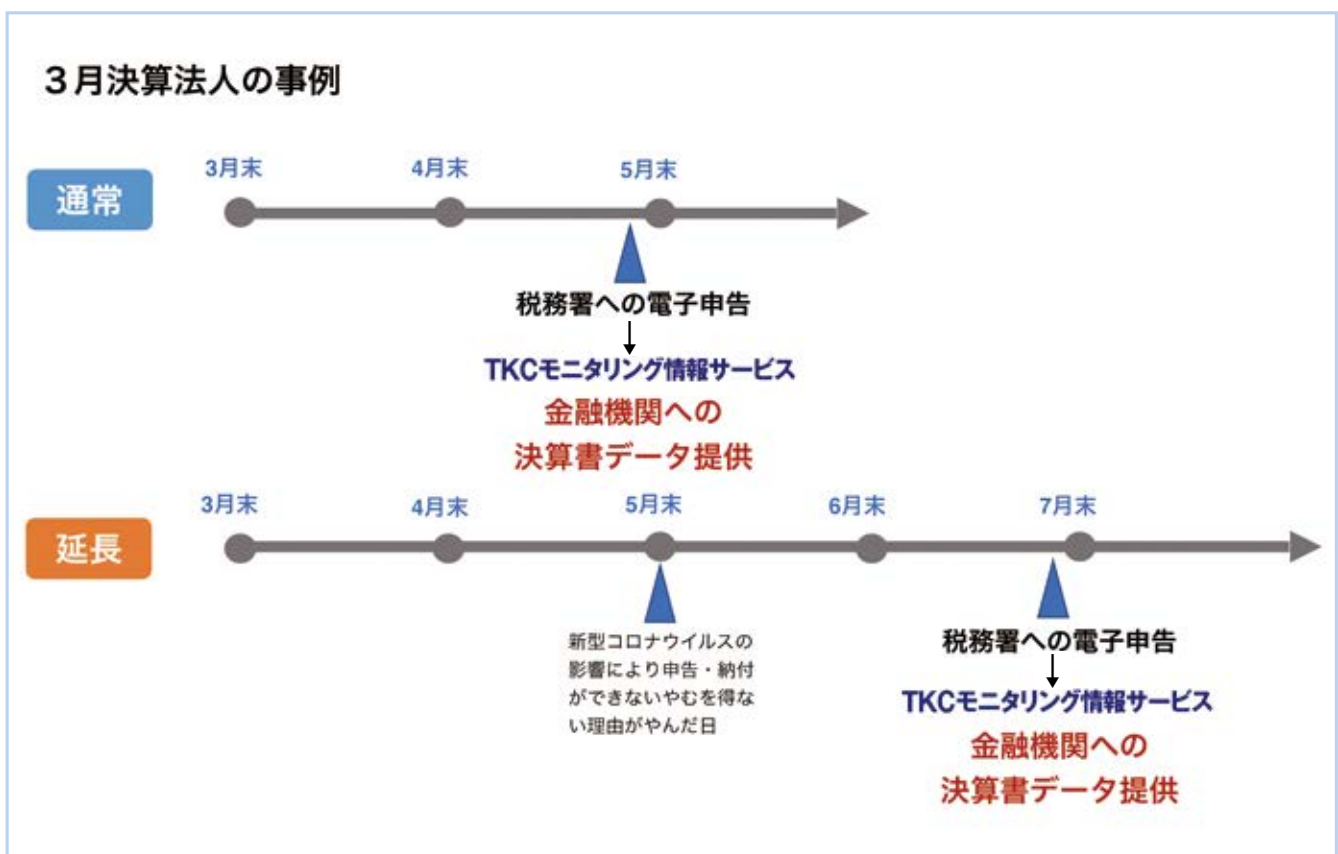
新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の個別延長が認められます。

期限の個別延長を受けるには、事前に申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記すればよいとされています。個別延長した場合の期限は、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内です。

これに従い期限を延長して申告した場合、TKCモニタリング情報サービスでの決算書提供も通常のサイクルとは異なり、申告したタイミングでの提供となりますのでご注意ください。*

国税庁：法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



※決算書等提供サービスは、取引先企業からの依頼に基づいて、TKC会員たる税理士事務所が法人税の電子申告を行うと、株式会社TKCが記帳適時性証明書を発行するとともに、申込内容に基づき帳表を自動的に金融機関に提供します。

新型コロナ恐慌で問われる民間金融機関の覚悟

求められているのは融資のスピード
百年（いやそれ以上）に1回あるかないかの危機的な非常時である。医療関係者（ドクターたち）が自らも罹患する恐怖の中、不眠不休で文字通り体を張って戦っている一方で、そもそも「地域顧客のお金のホームドクター」たる地域金融機関は身を削る覚悟で、生死の境界線にある地元事業者に向かい合っているだろうか。



地域の魅力研究所代表理事
金融庁参与
多胡秀人

握しているのは政府系ではなく民間の取引金融機関である。彼らが政府系の扱う危機対応資金（損害担保がありノリリスク）の窓口になって対応すれば直ちに解決なのだが、現状は取扱手続きの複雑さから、民間はどこも参入していない。

5月になり、民間金融機関の無利子無担保の融資が始まり、政府系金融機関の融資とイコールフットイングになった。これを機に一番と腰を上げる民間金融機関は少なくない。ただ、事業者が求めているのは、無利子かどうかよりもスピードである。実際、真の意味で顧客本位の金融機関は公的金融に頼らず、2月の段階で返済猶予に積極的に応じるだけでなく、身を削る覚悟でプロパー資金を迅速に供給している。

送りとなる。資本に余裕があるなら実態に即した引当を行い、赤字決算（資本を充当）を覚悟で迅速に対応する方が健全である。

そもそも地域金融機関の資本は地元顧客との取引の過程で蓄積されたものである。資本は平時にはリターンを指標に多面的に再投資されるものだが、非常時には地元経済／地元社会を支えるためのリスクバッファとして集中投入されるべきである。

昨今、地域と利害関係が薄く高リターン一辺倒の株主（機関投資家など）の中にも、SDGsの視点が広がっている。SDGsの開発目標8・10の趣旨は「金融排除をしない」である。コロナ禍のいま出勤せずして、いつするのか。

取引先の危機的状況に直面しながら、顧客に真摯に向き合えない地域金融機関にはコロナ後の居場所はない。税理士等の専門家とも連携し苦しい状況を救ってくれた金融機関のことを事業者は決して忘れることはないし、長い間メインバンクの地位に胡座をかいていても今回冷たい対応だったところには恨みしか残らないからだ。

こういう流れが、各地域で数十年以上をかけて築き上げられた岩盤のメインバンク勢力図をがらりと塗り替えていくものと考えられる。

対新型コロナ戦争の序盤戦を見る限り、日本政策金融公庫などの危機対応融資に申し込みが殺到しパンク状態になったことから明らかなように、一部の地域金融機関の中には「危機対応資金は公的金融の役割」との確信犯的な思い込みが見られる。

本来、危機時の資金供給は間口を広くして迅速に行うべきものだ。常日頃接点があり、決済口座で事業実態を把

事業者は今回の対応を忘れない
金融機関の信用リスク管理は引当と資本の二段構えになっている。今回のような大恐慌のときは引当だけでは足りず、資本の出番になる。

「新型コロナが要因の返済延滞を不良債権に分類しない」といった引当の異例措置は分らないではないが、こういう特例措置は運用次第では問題の先

苦境に立つ中小企業を共に支え 再び成長軌道に乗せる

新型コロナウイルス感染拡大が地域経済に深刻な影響を及ぼすなか、全国地方銀行協会会長を務める笹島律夫常陽銀行頭取と坂本孝司会長がWeb対談し、資金繰り支援等の目下の緊急対応と、中長期的な視点からみた中小企業金融における決算書の信頼性確保の重要性、中小企業が再び成長軌道に乗るための認定支援機関制度の活用等について意見を交わした。

◎司会 T K C 会報副編集長 内藪寛仁 ■とき…令和2年5月15日(金) ■ところ…常陽銀行本店、税理士法人坂本&パートナー、T K C 東京本社

苦境に立つ中小企業のために いち早く資金繰り相談窓口を設置

——早速ですが、現在、コロナ禍が地域経済へ深刻な影響を及ぼしていますが、

地元企業の状況はいかがでしょうか。

笹島 業種によって影響の度合いは異なるものの全産業の問題となっています。茨城県は東京の消費の供給基地という

面もありますから、東京の消費が落ち込

むことによりさまざまな業種の企業に数珠つなぎで影響が広がっています。特に比較的規模の小さい宿泊業や飲食業などいわゆる日銭商売をされている方は影響を強く受けています。当行では年明けに、中国に進出している取引先で影響が出ているとの情報を得てから、各拠点において取引先へのヒアリングを実施してきました。当初は中国で取引がある企業の生産活動が問題の中心でしたが、影響が日本全国へと広がっていくなかで警戒感を持ちました。

迅速な中小企業への資金繰り対応として、2月12日には相談窓口を設置し、3月11日からは休日相談を開始しました。そのようななかでT K C 関東信越会茨城

笹島律夫

常陽銀行取締役頭取
全国地方銀行協会会長

対談



巻頭

坂本孝司
TKC全国会会長

有事にこそ取引先の事業維持に向けた
銀行の本気度が試される

支部の皆さまには緊急融資のための事前ヒアリングの実施など、各支店と連携して積極的に金融支援に取り組んでいただいています。

坂本 TKC全国会においても、コロナ禍の影響が全国的に拡大する以前の2月半ば過ぎから緊急融資に関する提言を政府や与野党の主要な方々へ行ってきました。

また、2月25日にはTKCグループとして新型コロナウイルス緊急対策本部を設けて、国の政策等最新情報の発信を始め、TKCモニタリング情報サービス(以下、MIS)等を最大限に活用して全国の関与先企業の緊急資金繰り支援にあたりつつあるところです。

——5月1日から民間金融機関での「実

質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の制度融資」の取扱いが始まりましたが、その際も常陽銀行さんでは資金繰りの相談窓口をいち早く開かれて対応されたと伺っています。

笹島 本制度については、すぐに動き出せるように、申込みに必要な書類等をお客様へ事前にご案内しました。

また日本政策金融公庫の特別貸付を利用したいという方に対して、公庫の窓口がパンクしていて申請ができなければ我々が同じような条件で受けようと判断

をしました。日本公庫へ移管することを念頭においた緊急対応ですが、移管できない案件が生じることは承知の上で、一定のリスクを取る覚悟を持ったということとです。

迅速に対応する体制を整えるとともに、政策金融の分については一歩踏み込んだ支援を行うという二本立ての方針で、困っているお客様へいち早くお金が届くように取り組んできました。

坂本 いまは一時的に業況が悪化した企業への緊急融資等による支援が何より必要ですから、そのように自らリスクを取って手を差し伸べてくださっていることをありがたく思います。

笹島 お客様から話を伺うと、最優先課題は資金繰りでしたが、同時に製造業等ではサプライチェーン寸断などお金以外の問題も抱えておられました。そうした実態を踏まえ、我々の全ての店舗の担当者が、全ての取引先に接触して、いまお客様に何が起きているのか、そして資金の手当てを始めいま何が必要なのかをよくお聞きし、手立てを講じることに全力を傾けています。

こういう緊急事態のときこそ我々は伝統的な金融仲介にとどまらず、取引先の

対談は常陽銀行本店(茨城県水戸市)と
税理士法人坂本&パートナー(静岡県浜松市)、
TKC東京本社をテレビ会議システムでつなぎ実施



事業の維持・発展に向けたコンサルティング機能を発揮していかなければなりません。いままさまにお役に立つことができなければ我々の存在意義はないのです。坂本会長は「いままさまに、職業会計人の真価を発揮する時！」と述べられました(『TKC会報』2020年5月号「巻頭言」)。我々もいままさまに金融機関の真価が問われる時という認識で取り組んでいます。

——国税庁はコロナ禍の影響を踏まえ、個人、法人、社会福祉法人等非営利法人など全ての組織の申告期限延長と納税猶予の特例を設けました。その結果、金融機関への決算書や申告書の提供がMISも含めて遅れるケースが増えると思われるます。

笹島 納税

猶予を申請する際は、いつまで猶予するのか、つまりいつ納税するのかを金融機関に教えてもらえると助かります。金融

機関は融資先企業の決算時に必ず格付け作業を行うので、それがあれば格付け作業のスケジュール等の見直しを考えるとができます。これは金融機関の現場にとって意義があることだと思いますので全国のTKC会員事務所の皆さまにお願いしたい点です。

「粉飾決算が増えている」と指摘 その引当金と与信コスト増の要因

——笹島頭取は全国地方銀行協会会長のお立場で、昨年11月13日の定例記者会見の際に「融資先で粉飾決算が増えている」と発表され、その背景には、融資先の貸し倒れに備えた引当てが与信コスト増加の一因になっているという趣旨の説明をされました(10頁資料)。

坂本 私はこの記事を見て「よくぞ言

ってくださった」と感銘を受けました。というのも、地域金融機関と税理士業界はいわば水と油という関係が長く続いてきたからです。その要因は金融機関がごく一部の粉飾決算に遭遇したことで、中小企業の決算書や税理士は信用できないというレッテルを貼ってしまったことにあります。相互に信頼関係が築けず、

結果として経営者は赤字になれば融資を引き上げられるという恐怖心からさらに粉飾を重ねるといった悪循環が、一部ですがいまだに繰り返されているとも聞き及んでいます。

TKC全国会では、中小企業、金融機関、税理士が手を携えてその成長を共に後押しすることで成果も上がっています。が、残念ながら業界全体でみると騙し合いともいえる関係が一部で残っているようです。

結論を申し上げますと、税理士が関与先企業をしっかり指導して、納税においては「1円の不足も、1円の納めすぎもあるべきではない」という信念に基づき、税務申告書を作っていく。そうしてできあがった決算書や税務申告書があれば、金融機関は個々の企業の経営状況をタイムリーかつ正確に把握することができま

す。そして、残った時間を事業性評価や日利きの実施に当てていただく。それにより、日本経済全体からみた与信コスト増加というロスは相当程度解消されるのではないかと考えています。
ですから笹島頭取の「粉飾が増えている。信用リスクが高まっている」という新聞記事を目にして、驚くとともに大変



という思いでいます。

笹島 ここ数十年、政府や日銀の金融政策の振れ幅が大きかったといえます。一方で、与信コストが増えているのは銀行の融資に対する規律が緩んでいるからだといった指摘も耳にします。はたして本当にそうなのか。さまざまな要因はありますが粉飾決算は与信コスト増加における極めて大きな要素であり、円滑な融資における最大の妨げであることをしっかり伝えておきたいという思いがあったのです。

もう一点、我々地方銀行は逃げも隠れ

ありがたいご指摘だと思っただのです。タブーともいえるテーマに勇氣をもって問題提起してくださったと。全国地方銀行協会会長としてのこのご発言を我々は真摯に受け止め、受けて立とう

もできません。私たち自身が地域の住民でもあるわけで、地元から後ろ指を指されるようなことは決してできないのです。**坂本** そうですね。それは顧問税理士も同じです。

笹島 したがって融資先企業とは平たく言う和一蓮托生の関係です。それは顧問税理士さんも一緒ではないでしょうか。逃げも隠れもできないからこそ、逆に言うとうと信用できる方と付き合っていきたい。その点について覚悟を決めていくしかないと思っっています。

決算書の信頼性が識別可能となれば 誠実な経営者が報われる

坂本 私はアメリカとドイツの中小企業金融における税理士、会計の役割の研究をしています。税理士業界と金融機関の関係性についても少し述べますと、アメリカにおいても税理士と金融機関の騙し合いのような関係はありました。それが1966年に米国銀行家協会と米国公認会計士協会がお互い手を組もうとなり、会計事務所が出す監査証明書あるいは決算書の読み方等について意見交換し相互理解を進めたことにより、連携関係

ができてあがりました。

ドイツも、1961年の信用制度法(日本の銀行法・信用金庫法)で、金融機関は企業に融資する場合には決算書を徴求しなさいという義務規定が設けられました。3年後の1964年には、連邦金融制度監督局(日本の金融庁)が、金融機関が徴求する決算書には税理士等による決算書の作成証明書(Bescheinigung)を付けなさい、付けない決算書は信用制度法第18条に規定する決算書に相当しないという通達を発したわけです。

いまから50年も以前に、アメリカもドイツも、企業の決算書の信頼性確保に向けて金融機関と税理士の連携が進んでいたのでですね。

笹島 私も大学では会計学を勉強していましたが、いまのお話には大変興味があります。

決算書が信用できないということが何をもたらすか。粉飾の真偽を確かめるために銀行は多大な労力をかけてさまざまな確認をするわけですから、さきほど坂本会長がおっしゃった通り、日本経済全体でいえば大きなロスです。

本来はもっと企業の前向きな面に目を向け、担保・保証人に依存することなく

将来性をよく見ていかなくはないのに、それ以前のところに時間や労力を多くとられている。そして決算書の信頼性に不安のあるところについては担保・保証を求めざるを得ない。

見方を変えると、真面目にやっている事業者はその余波を受けて負担を強いられていると言ってもいいと思います。

坂本 誠実に経営に取り組んでいる経営者は、余分なことに労力をとられることなくさらなる成長に向けて経営に専念できる環境を我々認定支援機関が作っていかねばなりません。顧問税理士の立場からは、税務署に提出したものと同じ決算書や中小会計要領または中小指針の適用に関するチェックリストなどを、MISで金融機関に提供することによって信頼性は担保されていくと考え、「決算書の信頼性は識別可能である」ことを常々発信しています。

笹島 結局のところお金をお貸しする金融機関にとって何より重要なのは「信用できるお客様であるかどうか」です。そのため「情報の非対称性」の解消が極めて重要であり、それをMISで実践できることはすでに確信をもっていることです。TKC会員事務所の皆さまには

一層、その推進にご努力いただきたいと思えます。

「仕訳を理解すると取引の実態が分かる」 バンカーとしての原点は簿記と会計にある

坂本 笹島頭取はさきほど大学時代に会計を学ばれたとおっしゃっていました。が、経歴を拝見すると早稲田大学商学部のご出身ですね。話は少し脱線しますが早稲田大学には100年を超える会計教育の歴史があり、伝統的に会計を重んじる学風があると感じています。また笹島頭取は国際金融のご経験も豊富であり、インターナショナルの良いところと悪いところをしっかりと峻別し、ドメスティックな金融の世界に活かされている点に感銘を受けています。

笹島 私自身は銀行に入り海外の現地法人への赴任も含めて、有価証券の運用や為替ディーラーなども経験しましたので、時価でものを見ることの必要性は理解しています。ただ、会計の視点からみた場合、それをどこまで適用するかという点が重要だと思えます。その意味でアングロサクソン流の時価主義一辺倒などは腑に落ちませんでした。

簿記、会計は本当に大事だと思えます。若い行員に言っているのですが、新しい融資先ができたらずは自分でその融資先企業の仕訳を確認してみなさいと。そうすると表面的ではなく、取引の実態が見えてきますよと。

坂本 すばらしいですね。私は大学に入ってから独学で簿記を勉強したのですが、初心者にとって簿記は3級でも非常に難しかったことを覚えています。

笹島 私も会計学を勉強する際に基礎になる簿記論を勉強しましたが最初は理解しづらかったです(笑)。しかし複式簿記の考え方が理解できると、物事の見え方がずいぶん違ってきたと思います。

坂本 金融機関の皆さまと我々会計専門家の共通用語はおそらく簿記、特に仕訳ですね。それが分かると、共通の土壌でお客様を交えて経営についてさまざまな話ができるようになります。

笹島 そう思います。私自身、入行3年目に融資担当を命じられて、規模の小さい取引先に、融資の話をしに行きました。当時の国民生活金融公庫から融資を受けていた本屋さんでした。その経営者は、自分は公庫から初めて金を借りるときに事業計画を3パターン作って説明し

た。一つは自分の描くメインのシナリオ、二つ目はもう少しうまくいくシナリオ、三つ目がうまくいかないシナリオ。

この最後のうまくいかないシナリオでも何とか借りたお金が返せる内容となっていて、公庫の担当者から褒められたのが自分の自慢だと話していました。私も思わず社長に大変すばらしいとお伝えしたことを思い出します。

私に複式簿記の考え方がベースにありましたから、その社長と売り上げや借り入れなどについて具体的な話ができましたし、ヒアリングしながら数字で自分の事業を語っていただいたり、こちらから問題提起ができたりしました。そういう経験が私の原点ともいえます。企業が健全に発展していくために、簿記と会計を用いてきちんと事業を数字で語れることが極めて大切だと感じています。

中小企業が再び成長軌道に乗るために 共に認定支援機関として本業支援を

坂本 いまは二つの視点が必要だと考えています。一つは先ほど来話に出ている当面のこの危機を乗り越えるための視点。もう一つはコロナ禍が収束したのち

に再び事業を成長軌道に乗せていくために必要となる中長期的な視点です。

中長期的な視点としては、中小企業金融における「情報の非対称性」の解消に向けて、また経営改善などに地域金融機関と税理士が連携して本業をサポートしていくことが重要と考えています。

今後、コロナ禍の関係で融資が増加していくと思いますが、我々は、融資額に応じた期間や頻度の経営計画とモニタリングを要件として、それらの支援に認定支援機関を有効活用すべきと考えています。中小企業の資金調達や収益力向上に、認定支援機関である我々税理士が地域金融機関と力をあわせて共に伴走支援していきたいと思っています。

——最後に、TKC会員事務所へのメッセージをお願いします。

笹島 税理士の皆さまと地域金融機関である私どもの関係は、取引先に対して担う役割は違うかもしれませんが、しかし取引先と一連托生の存在として、事業を伸ばすという共通のゴールに向かって仕事をしていくことにならないと思っています。

冒頭に申し上げたように、このような非常事態にこそ地域金融機関の真価が問

われると認識しています。

厳しいことを申し上げると、我々金融機関も税理士の皆さまも、いざというときにお客様の役に立たないのであればそれは何の役にも立っていないのと等しい。そのためにも中小企業に寄り添い税務、会計、保証、経営助言業務などの指導を旨指されているTKC会員事務所の皆さまとの普段からの緊密な連携が大変重要だと実感しています。

共に覚悟を持って、地元中小企業が危機を乗り越え再び成長軌道に乗るよう全力を尽くしていきます。

坂本 我々税理士も今回の危機に対して中小企業にとつての「親身の相談相手」となるかどうかが試されています。共に地域で中小企業を支える存在として連携を深め、中小企業、ひいては地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと思います。本日がそのスタートとなることを心から願っています。

笹島律夫◎ささしま・りつお

昭和55年常陽銀行入行。郡山支店長、市場金融部長、経営企画部長、常務取締役、専務取締役等を経て、平成30年6月取締役頭取。令和元年6月一般社団法人全国地方銀行協会会長に就任。

「融資先、粉飾決算目立つ」

地銀協会長会見

全国地方銀行協会の笹島律夫会長（常陽銀行頭取）は13日の会見で、2019年4～9月期の地銀決算について「出そろっていないが、全体として収益的に厳しい環境を反映している」と述べた。融資先の倒産に備えた貸倒引当金など与信費用が増えていることを踏まえ、「（融資先で）いわゆる粉飾（決算）が最近になってみられるようになった」と説明した。笹島会長は粉飾決算については「個別性が強い」とした上で、「資金繰り

与信費用増加の一因に

景気が好調な時期には企業業績が向上のにつれて与信費用が減少する傾向にあるが、景気が落ち込むと与信費用は増えやすい。笹島氏は足元の環境について「景気が悪く引き当てを増やす状況になったとは認識していない」と話した。

がついていて形式上は普通に見えるが、後になって気がつくケースが出てくるのではないかと述べた。複数行から融資を受けている企業の経営状態が悪くなり、それぞれの銀行で引当金を積み動きが出ることで与信費用の増加につながっているとの見方を示した。

当記事の本誌掲載（二次使用）については、著作権を有する新聞社より許諾を得ています。複製、転載、改編、変更、翻訳、再配布することは禁止されています。

（出典：日本経済新聞朝刊 2019年11月14日）

TKC全国政経研究会の政策提言（2月～3月）

- 2月26日 自由民主党金融調査会「地域金融経営力強化PT合同会議」への参加
- 同日 塩崎恭久衆議院議員・元厚労大臣・自民党TKC議連会長との意見交換
- 3月 4日 前田泰宏中小企業庁長官との意見交換
- 3月16日 片山さつき参議院議員・前地方創生担当大臣との意見交換
- 同日 伊藤達也衆議院議員・元金融担当大臣との意見交換
- 3月17日 古川元久衆議院議員・超党派TKC議連会長、玉木雄一郎衆議院議員・国民民主党代表との意見交換
- 同日 富田茂之衆議院議員・公明党TKC議員懇話会会長との意見交換
- 3月19日 西村康稔経済再生担当大臣との意見交換
- 同日 公明党「新型コロナウイルス感染症対策本部」「中小企業政策研究議員懇話会」合同ヒアリング
- 3月23日 遠藤俊英金融庁長官他幹部との意見交換

（出典：TKC全国政経研究会「緊急提言資料」）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への正常運転資金融資に関するご提案

1. 概要

今回のコロナ・ショック危機を健全な中小企業が乗り越えるために正常運転資金を短期継続融資で民間金融機関が積極的に貸し出すスキームを国が後押しする。

2. 制度のポイント

- (1) 最低2年間程度の元本返済を猶予する。
- (2) 信用保証料、利子は国費で負担する^(※1)。
- (3) 上記には、①税務署に提出したものと同一決算書、②『中小会計要領／中小指針の適用に関するチェックリスト』、③3～5カ年の中期経営計画、④③の（融資金額に応じた頻度で）モニタリングの実施——を要件とする。

①～④の実施には、経営革新等支援機関（認定支援機関）を活用する^(※2)。

※1 「中小企業等貸し渋り対策大綱」平成10年8月閣議決定

※2 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」平成17年5月2日告示、令和元年7月12日告示第二号

（出典：TKC全国政経研究会「緊急提言資料」）

経営革新等支援機関の法的根拠（抜粋）

○中小企業等経営強化法

（平成十一年三月三十一日法律第十八号）

（略）令和元年六月五日号外法律第二十一号改正

（略）

（認定経営革新等支援機関）

第三十二条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

○中小企業等の経営強化に関する基本方針

（平成十七年五月二日）

（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

改正 平成二四年八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

（略）令和元年七月一二日同

第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

（略）

第3 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

（略）

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

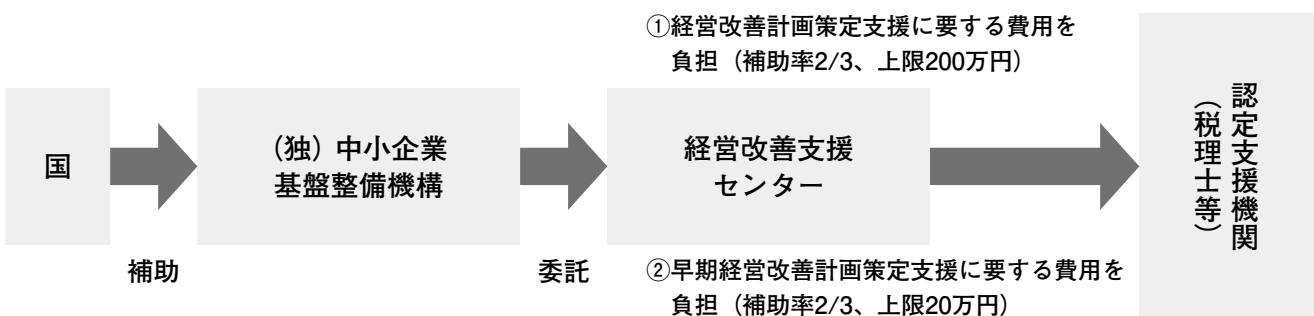
（略）

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

令和2年度補正予算額80億円（中小企業再生支援協議会による事業再生・経営改善支援）

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業



（出典：経済産業省「令和2年度補正予算の事業概要（PR資料）令和2年4月」を一部加工）

緊急資金繰り支援に向けた覚書締結金融機関との連携

TKC全国会中小企業支援委員会委員長 増山英和

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中小企業の資金繰り対応が地域経済の死活問題となっています。TKC会員事務所にとっても関与先の資金繰り支援は最優先かつ喫緊の課題です。

本稿では、地元中小企業への円滑な資金供給に向けた覚書締結金融機関との連携活動についてお伝えします。

今こそ覚書締結金融機関との連携の成果を発揮しよう

5月1日、民間金融機関における実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資取扱いが開始されました。これにより、日本政策金融公庫等の政府系金融機関に相談案件が集中する状況が緩和され、資金供給の迅速化が期待されます。

特に、コロナ禍の収束が見通せない現状では事業者の資金繰り逼迫が中長期化

するおそれもあるため、メインバンクを担う民間金融機関による持続的な支援が重要となるでしょう。

一方、会計事務所には、金融機関によって異なる必要書類の準備なども含め、関与先ごとに適した資金調達のアドバイスがこれまで以上に求められることとなります。メインバンクの融資姿勢に応じたアドバイスをできるかが、着金のスピード感や、(プロパー融資の場合は)融資条件を左右しかねません。

また、提出書類や面接の準備を丁寧に、行い、円滑な手続きを後押しすることは、関与先のみならず、会計事務所に対する金融機関の信頼感向上にも繋がると考えられます。

我々TKC会計人は、TKC地域会と全国420超の金融機関が締結している覚書(「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」等)を背景として、地域金融機関との連携を強化してきました。

特に、これまでに7000プロジェクトや早期経営改善計画策定支援、MIS(TKCモニタリング情報サービス)の推進に熱心に取り組まれたTKC会員事務所と金融機関の方々の間には強固な信頼関係が構築されているはずですが、

関与先に対する当面の必要資金を充当して、売上や固定費等の対策を実施し、来たる反転攻勢期を迎える時には、会計事務所と地域金融機関による伴走型支援が力を発揮するに違いありません。

TKC地域会と金融機関による喫緊の協議テーマ

中小企業の当面の資金繰り支援に向けて、TKC会員事務所と金融機関はどのような連携を行うことが有効でしょうか。TKC地域会では、金融機関トップとの対談や本部窓口部署等との協議会を通じて、中小企業の当面の資金繰り支援に向けて協力できる事項を相互に検討しています。主な協議テーマは次の3点です。

(1) 税務申告・納付期限の延長措置により、取引先中小企業の決算書・申告書の作成が遅れる可能性について

4月8日に国税庁が公表したFAQでは、税務申告・納付期限の延長措置を受けるには、申告書や納付書の備考欄や余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すればよいとされています。事前申請は不要なため、多くの事業者が、会計事務所の指導のもとで、この措置を適用することになるでしょう。

決算書と申告書の徴求の遅れは、金融機関の審査・格付業務に非常に大きな影響があるものと思われます。正確に理解されていないければ、金融機関の行職員が「この取引先は決算が組めないほど業績が悪化している」と誤解する可能性があります。

このため、同税制措置が決算書と申告書の徴求に与える影響を事前にご理解いただくとともに、MISにおいても決算書と申告書の送信が遅れる可能性があることをお伝えしています。

(2)金融機関における中小企業の資金繰り支援施策について

TKC会員の関与先企業に覚書締結金・融機関の支援施策を案内するため、各金融機関が具体的にどのような資金繰り支

援を行っているか、伺っています。

一方で、多くのTKC会員が、政府・都道府県・人口5万人以上の市・覚書締結金融機関の資金繰り支援施策を一覧にした「緊急資金繰り対策コーナー」(Webサイト)（開発・株式会社TKC）を事務所のホームページに掲載し、地元中小企業への積極的な情報発信を行っていること、また、関与先企業が利用する「戦略経営者メニュー」にもこのコーナーを表示し、最新情報を手でできるよう支援していること等もご紹介しています。

(3)円滑な融資審査に向けた相互協力の可能性について

TKC会員の関与先による日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の申し込みは、TKC会員が取りまとめた上で、融資申し込み書類を確認し、随時郵送で行うことを推奨しており、受付窓口の混雑の解消とスムーズな審査の支援を目指しています。今後、民間金融機関においても、受付窓口に混乱が生じる可能性があり、これを防止する観点からも、スムーズな融資審査の実現のために協力できることがないか、相互に検討しています。

地域会やSCGサービスセンターから発信される情報の活用を

地域会やSCGサービスセンターから発信される、金融機関との協議により得た情報や双方の取り決め事項は、TKC会員事務所だからこそ得られる大変貴重な情報です。注意深く目を通し、関与先支援に存分に活用いただきたいと思います。一部ではありますが、全国の取り組み事例をご紹介します。

①東北会

日本政策金融公庫の地元支店および信用保証協会から「今後の漠然とした不安から相談に見える経営者が多いので困っている。まず自社の資金繰りの現状を把握するよう、TKC会員の皆さまにご支援いただきたい」という要請があったことを地域会で周知。

②東京都心会

地元信用金庫との協議会において、資金繰り表の作成・提出支援など、TKC会員に対する具体的な要請を受け、地域会で周知。

③中部会

日本政策金融公庫の地元支店ごと

支援が受けられる場合についてまとめました

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。*企業の規模に応じて上限があります。
さらに、民間金融機関による信用保証付融資でも当初3年間金利負担が実質的に無利子になります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子分を事後的に補給するため、金利負担が実質的に無利子になります。
(なお、民間金融機関による信用保証付融資も同様に実質無利子・無担保・最長5年元本返済据置の融資となります)。*企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。
また、民間金融機関による信用保証付きの既存債務も借り換えで返済の負担を軽減できる場合があります。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
資金需要が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融相談窓口

TEL: 0570-783183

(平日・土日祝日 9:00-19:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



※実際の融資の相談・申込については、お近くの日本政策金融公庫・商工中金・民間金融機関にお問い合わせください。

当面の危機を乗り越え、
ふたたび関与先の事業を成長
軌道に乗せることができるよ
う、TKC会員事務所一丸と
なつてご支援してまいりま
し
よう！

中小企業支援委員会では、
本年予定していた活動計画を
全面的に凍結し、「中小企業
の資金繰り支援」に集中した
取り組みを開始しました。金
融機関との組織的な連携によ
り有意義な情報発信を行うと
ともに、関与先の資金繰り支
援に役立つツールの提供やオ
ンデマンド研修の開催に取り
組んでまいります。

それぞれの融資姿勢やTKC
会員への要請事項をヒアリ
ングし、支部で共有。

の上、地域会に対する「新型コロナウ
イルス感染症対策に関する要望」を受
領し、地域会で周知。
⑤ 四国会
日本政策金融公庫や信用保証協会、
地域金融機関への訪問活動を実施。そ
れぞれの融資姿勢やTKC
会員への要請事項をヒアリ
ングし、支部で共有。

に、直近の相談案件への対応状況（着
金までの期間）やMISの活用状況、
TKC会員への要請事項をヒアリング
し、地域会で共有。
④ 北陸会
日本政策金融公庫の地元支店と協議

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

民間金融機関でも
実質無利子
無担保
据置が最大5年間

民間金融機関による
信用保証付
融資の保証料が
半額又はゼロに

借り換えも
保証料ゼロ
金利負担
実質ゼロに

民間金融機関でも ご支援できます

新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などに加えて、

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご覧ください。



冷静な状況判断が「売り上げ8割減」からの復活を導く

新潟県三条市で、呉服専門店「KIMONOギャラリーまつなが」（会社名「絹もの屋まつなが」）を営む松永一義社長。1949年、先代である母親が、外販スタイルのいわゆる「担ぎ屋」として商いをスタートして70年余。一時は新潟県全域、首都圏にも販路を広げていたが、1989年に現在のよ

うな店舗販売に切り替え、地元密着の「なくてはならない」店舗として存在することを選択した。

和装文化を維持・発展させる

松永社長は言う。

「以前は呉服のほかにも、学生服やカーテン、寝具なども扱っていましたが、店舗を構えてからはほぼ呉服一本に絞りながら地元密着の商いに切り替えました」

松永社長は当時、安定したビジネスを行うには実店舗がないと「信用されない」と感じていた。

その意味では満を持した形での業態転換……。そのため、単に店舗を構えるだけでなく、地域に根付くためのさまざまな工夫を施し

た。井戸端会議的なコミュニケーションのなから、地域の和装文化を維持・発展させる。というスローガンのもと、店舗スタイル

を結実させたのである。

1階の角にカウンターの喫茶コーナーを設置し、畳敷きの呉服売り場と無理なく共存させた。カッブにはマイセンなど名器を取りそろえ、来店客の歓心を誘う。また、2階にはお茶会のための茶室を設置し、撮影場所としての機能も備えた。隣近所に憩いの場を提供しながら地域有数の品ぞろえでニーズに応えている。



松永一義社長

真島一誠税理士

松永和之の店長

内藤一貴監査担当

それだけではない。松永社長自身、尺八や横笛を演奏し、地域の祭りや盆踊りなどにチームを組んで参加。あるいは、数々のお茶会を主催・協賛したり、地元の小学校に笛の演奏を教えに出かけたりと、地域への貢献と自らのビジネスを融合させる取り組みに駆け回っている。さらには、13年前、NPO三条成人式サポート協会を設立し、新成人に記念品をプレゼントする取り組みも手掛け始めた。

一方で悩ましいのが呉服市場の縮小。ある調査によると、15年前の2兆円から現在は2000億円程度と10分の1へとシユリンクしてしまっているというからこれはもう尋常ではない。その理由について松永社長が説明する。「冠婚葬祭の場で着物を着る習慣が激減したのです。成人式での振袖の着用率は9割以上を維持していますが、結婚式では1割以下。葬式に至ってはほぼゼロでしょう」

それでも同社の業績が、堅調さをキープしているのは、前述のような松永社長の地元密着の取り組みの効果が大きい。なかでも売り上げの半分を占める振袖事業は、3代目の松永和之店長ら若手の従業員が手がけるフェイスブックやインスタグラムなどのSNSを使ったマーケティングによって、裾野を広げつつあるという。

三つの資金繰り戦略

去る3月1日、自店舗で開催された展示会は盛況を極め、数百万円を売り上げた。3月20日に実施予定だった三条市の成人式のニーズをすくい上げたのである。ところがその後、コロナショックにより成人式が11月に延期。5月の「三

条祭り」も中止となり、さらには予定されていたお茶会も半減。突然、売り上げが立たなくなった。

「3月2日以降4月にかけての売り上げは、8〜9割減と散々です。

催事がほとんどなくなり、人を集めることが悪だという風潮になって、そうなるとうちのような商売は厳しいですね。しかし、あと数カ月はとりあえず自己資金を中心に耐えつつ、その後の新たな展開を模索していこうと考えています」

松永社長の当面の資金繰り戦略はおおまかに三つ。

まずは①自己資金。売掛金が4月時点で4000万円程度残っており、これを順次回収していけば、当面、数カ月程度のランニングコストはまかなえるという。

次に②「持続化給付金」。周知の通り、持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症の影響によって、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に最大200万円が給付されるという国の支援事業。「返済しなくてもよい」資金だけに中小事業者にとっては貴重である。

さらに③金融機関からの借り入れ。同社の取引銀行は三条信用金庫と三條信用組合。この2金融機



お茶室（2階）



1階では喫茶コーナーと呉服売り場が共存



関とのコミュニケーションは極めて密で、三条信金には300万円の当座貸越の枠があり、この金額の範囲内ならいつでもノータイムで引き出せる。

三條信組についても、今年に入って借入金のかかなりの部分を返済した関係で、「いつでも融資には応じてもらえると考えている」（松永社長）という。

金融機関との信頼関係

さて、②と③については、税務顧問である燕三条税理士法人の支援が効いている。同社では担ぎ屋高いの時代から、燕三条税理士法人の関与を受け、とくに店舗を構えて法人成りしてからは、自計化

（経理ソフトを導入し自社で財務管理・分析を行うこと）、月次決算、経営計画策定、そして（燕三条税理士法人による）巡回監査・書面添付といったきつちりとした計数管理を行ってきた。巡回監査を担当する内藤一貴氏（燕三条税理士法人）は言う。

「毎月10日前後にここ（KIMONOギャラリーまつなが）にうかがい、前月の業績を確定します。

その際、売掛金の回収を含めた資金繰りなどの計数的な課題を社長

や専務（社長夫人）、店長と共有するわけですが、経営の根幹にかかわる話になることも度々あります」

②の持続化給付金の条件は「前年同月比で50%以上の減少」。既述の通り、同社の場合、4月の売り上げ実績は間違いなく半減以下。さっそく内藤氏は松永社長の依頼を受け、4月分の『FX2』から出力された「総勘定元帳」を添付してオンライン申請を実施。あとは実際の振り込みを待つばかりとなっている。きつちりとして計数管理、とくに月次決算の忠実な履行が、申請を容易にしたといえるだろう。

実は、松永社長と燕三条税理士法人の真島一誠代表（税理士）は高校の同級生。お互いの性格を理解し合っており、意思の疎通は万全だ。

「まつなが」さんは、地域から厚い支持を受けている優良企業ですが、キャッシュフローにやや弱みがありました。そこで、ここ数年の間に、国の経営改善計画策定支援事業と早期経営計画策定支援事業を通じて経営のブラッシュアップを実践しました」

絹もの屋まつながの企業としての課題を抽出。決算セールや展示

会の効率的開催による営業強化、あるいは売掛金の早期回収の徹底、棚卸しの精緻化、事業承継計画の策定などを実践。その過程では、三条信用金庫と三條信用組合の担当者を同社に呼んでのバンクミーティングやモニタリング会議を頻繁に開催。経営者、税理士、金融機関の三位一体の支援体制を構築していった。

さらに2017年には電子申告された決算情報がオンラインで金融機関に届く「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を導入。両金融機関とのつながりを堅固にした。

真島税理士が続ける。

「いかに危機的な状況を迎えても、金融機関との日ごろの付き合いが深ければ、かなりの確率で融資が見込めると考えています」

つまり、MISによって財務内容を包み隠さず開示し、経営改善計画策定支援のモニタリング会議でフェイス・ツー・フェイスのコミュニケーションをとるなどの取り組みを普段から実践すれば、③の「金融機関からの借り入れ」にもつなげることができるということである。

このように、とりあえずの資金



右は松永しげみ専務(社長夫人)、左はスタッフの新田真味さん



撮影場(2階)

繰りに不安はないものの、コロナ後にも継続することが予想される「人の集まりは悪」との風潮は絹もの屋まつながの屋台骨を揺るがしかねない。そのため、商いの方向性を微妙に変化させていく柔軟性も必要になってくる。

コロナ以降を見据えた戦略

和之店長は言う。

「サービスの質を低下させないよう注意しながら、従来の案内状に加えてSNSに新作振袖を掲載するなど若者に訴求するマーケティングを行い、来店を促していきま

す。とはいえ、来年3月の新成人はすでに8〜9割が振袖の調達方法が決まっているので、いまは、再来年の新成人にアプローチしているところ。集客の方法を現代風に変化させながら、なんとかこの非常事態を乗り切りたいですね」

新規顧客に対しては、以前のような直接訪問による営業活動は警戒されてしまうのでNG。和之店長は、「電話営業もあまり好きではない」という。「最初からごりごりと営業するのではなく、仲良くなってからその親密度をベースにしてさまざまなお勧めする。そんなスタイルにしていきたい

いと考えています」

店長をはじめとする若いスタッフが、新たな取り組みを模索する一方で、松永社長は、11月に延期された成人式を見据えながら、来店客の「戻り」に期待している。

「成人式には毎年会場のワンフロアを借りて、髪と着付けを行っていますが、11月にもそのサービスをきちんと実践できるのかのチェックをするよう店長には命じています。また、3〜5人の小さなお茶会を復活させることから始め、来店を予約制にするなどして密になることを極力防ぐなどの対策も実践したいですね」

さらに、メンテナンス市場の開拓ももくろむ。

「だんすに眠っている呉服をメンテナンスしませんかといった呼びかけを行い、新たなニーズを掘り起こせばとも考えています」

結局のところ、事業継続のために必要なのはコロナ以降の戦略の有効性である。その戦略を有効たらしめるためにも、松永社長と和之店長の思惑を燕三条税理士法人と金融機関ががちりと支援していく体制は、必要不可欠といえるだろう。



COMPANY DATA

有限会社絹もの屋まつなが
(KIMONOギャラリーまつなが)
所在地 新潟県三条市横町1-9-14
売上高 約1億円
社員数 7名



燕三条税理士法人
代表 真島一誠
新潟県燕市水道町2丁目8番25号



万全な準備とポジティブシンキングで危機を乗り切る

「大変な状況ですね」と話を振ると、「自粛が続く現在の状況はわれわれが『変わる』ための良い機会だと思っています」と笑顔を見せるスタジオオタカノの高野裕二社長。さらに、「私は不安を感じる頭のなかの回路がショートしているのかも」との冗談も。言わんとするのはテレワークやフレックスタイムなどの採用で働き方を変え、商取引や社会環境におけるこれまでの固定概念を取り払った経営マインドへと切り替えるきっかけにするべきだということ。今をそのための「種まきの時期」ととらえる高野社長のポジティブシンキングには、コロナショックを迎えつつ覚悟を感じる。

いわゆる「営業写真館」としての事業と並行して、入学式、運動会、卒業式などで毎年2000件以上の撮影をこなす「学校写真のプロ」としての側面も持つ。もちろん、コロナショックによる学校の休校、各種発表会・イベントの急減は、業績に深刻な影響を与えつつある。だからこそ、高野社長のポジティブさが一層際立つ。

2017年に代表取締役役に就任した高野社長は、先代の築き上げた「写真館」としての伝統を尊重しつつ、新境地を開拓することに情熱を燃やしてきた。

たとえば「ドローン撮影」。東京都内の公立学校の卒業アルバムにドローン撮影の写真を取り入れたのは同社が初めてである。あるいは「アニマル撮影」もそう。動物との共生 (Symbiosis) ペットと共に生きる) をスローガンに、撮影会やイベント、ペットをモチーフにしたアート画の制作・販売など行うこの事業は、スタートして2年、着実にユーザーの支持を広げている。さらに、少しさかのぼ

新境地開拓への情熱

スタジオオタカノは、一般顧客からの依頼による写真撮影を行うい



“学校写真”に強み



高野裕二社長 (中央) と横山光一税理士 (左)、天野綾美さん (右)

ことが好きで、家業も芸術のひとつとして見てきました。なので、私を含めて社員たちには新しいことにチャレンジする姿勢を奨励しているし、そのことが、現在のスタジオオタカノを形作っているのだと思います」

金融機関との付き合い方

東京都教育委員会が新型コロナウイルス感染症による都立学校の休校を発表したのは4月1日。もちろん、行事は軒並み中止となった。いきおい、スタジオオタカノの業容の柱のひとつである「学校写真」も開店休業状態。その分、4月の売り上げは落ち込んだ。しかし、高野社長が慌てふためくことはなかった。

れば、掲示販売が当たり前だった学校行事の写真に、ネット販売という手法をいち早く取り入れたのも、同社の功績だ。2019年2月には「ホワイト企業大賞推進賞」を受賞するなど、労務にも定評がある。「若いころからクリエイティブな

さかのぼること2月末。すでに高野社長は、税理士法人かなり&パートナーズの横山光一税理士やメインバンクである西武信用金庫の担当者と、保証協会の「セーフティーネット保証4号5号」付き融資について情報交換を行っている。早くから冷静に現状を観察し



アニマル撮影で新境地

ていたのだ。ちなみに、4号は「突発的災害」、5号は「全国的に業況が悪化している業種」（5月1日から全業種指定）によって業績が悪化した企業に対して、保証協会がそれぞれ100%、80%を保証するというもの。さらに、3月に入って公表された政府系金融機関による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」についても、「いつでも申請できるよう準備している」（高野社長）という。

横山税理士は言う。

「今回のコロナショックに関しては、まだ世の中が安閑としていたころに高野社長から資金繰りについての情報が欲しいと相談を受け、スピードを意識した情報提供を行ってきました。月次決算の数字も早めに固めて、月次での5%売り上げ減などの要件を証明する

必要資料をいつでも金融機関に提出できるようにしています」

正確な情報収集の大切さを熟知する高野社長は、ここ数年、財務管理面のテコ入れにも乗り出している。その一環として、税務顧問をかなり&パートナーズに変更したのは、社長就任して間もなくのことである。

「会社の規模もそれなりに大きくなり、それまでの税理士さんではややものたりなくなっていました。そこで、タイムリーな財務データを提供してただけで、しかも資金繰りなど経営課題への対応力もある会計事務所をさがし、ある人にかなり&パートナーズを紹介もらったというわけです」

担当となった横山税理士はさっそく自計化（経理ソフトを導入して自社で財務管理・分析を行うこ

と）に取り組み、月次決算、経営計画策定、そして、かなり&パートナーズによる巡回監査、書面添付を実践。緻密な計数管理体制を構築する。同時に「TKCモニタリング情報サービス」（MIS）を導入。MISとは、顧問税理士の承認のもと、電子申告された決算情報がそのまま金融機関へとオンライン伝送されるというもの。高野社長は言う。

「2018年7月期の決算データから、西武信金と日本公庫にMISで決算データを送ってもらったようにしました。取引のある金融機関には常に会社の状況を知っておいてもらった方がいい。情報の開示は、コミュニケーションを深めるきっかけとなり、結果的に信頼感の醸成、スムーズな融資にもつながるのだと思っています」

COMPANY DATA

株式会社スタジオタカノ

設立 1990年5月
所在地 東京都小平市鈴木町1-206-3
従業員数 25名



税理士法人かなり&パートナーズ

代表 金成祐行
東京都府中市宮町2-15-13



実際、スタジオオタカノと両金融機関との関係は極めて良好。定期面談とまではいかないが、ことあるごとに相談を持ち掛け、新事業の展開についてアドバイスを受け



スタジオオタカノの内外観



るなど、横山税理士を「さすがい」にしながら親密な関係性を保っているという。

コロナ禍をプラスに

金融機関への緊急的な融資の申請はまだまだ行っていないが、「臨戦態勢」はとっているという高野社長は、コロナ市況の出口を9月と見積もっている。換言すると「9月まではなんとかなるが、それ以降は現状のままでは厳しい」ということ。たとえば資金繰りが一息ついたとしても、コロナショックの終息時期がまるで見通せないなか、ただ手をこまねいているというわけにはいかない。

「ひとつはITを活用してオンラインサロンのような非接触のコミュニケーションをつくること。もうひとつはマン・ツー・マンに近いような対面サービスを強化すること。完全予約制で、衛生的な確認をとりながらの撮影会などですね。これらの事業を現在、思案中です」

新事業展開でポイントとなるのが高野社長と従業員との関係性である。現在、スタジオオタカノの従業員は正社員20名、パート・アルバイトを含めると25名に上る。前述した「ホワイト企業大賞推進賞受賞」の実績でも分かるように、高野社長の従業員に向けた視線はひたすら優しい。有給休暇消化率は80%。育児特別有給休暇の取得は男女ともに可能だし、時間単位で有給休暇を使うこともできる。子供同伴、ペット同伴出勤も可というから驚きだ。

労務とペット事業の責任者である天野綾美さんは言う。「多様な働き方を認めてもらえるので、とても働きやすいですね。それと、高野社長は、好きなこと、興味のあることを会社のリソースを使って積極的に事業化することを社員に勧めています。労務環境の充実と並んで、それが社内

の活気を生み出している面もあるのではないのでしょうか」

そのような意味での「余裕」は、新たな市場を創り出す上での「種まき」につながるのではと天野さんは言う。

「いまや、収益が減るのはしょうがないと割り切って、将来顧客をつかむための種まきをする時期だと思っています。例えば、SNSでの積極的な情報発信をベースにしたマーケティングもそう。最近「巣ごもり需要」を意識して子供向け工作教室のライブ配信を行いました。今後、このような取り組みを増やしていきたいですね」

高野社長は若いころ、米国でフライングアート（造形美術）を学んだ後、世界中をバックパッカーとして旅した経験を持つ。帰国後はカメラマンとして数多くの写真展を開催。被写体の「一瞬を切り取る」作業のなかで日常の「非連続性」を実感してきたのだという。それこそが、高野社長の果敢な経営マインドを下支えしているし、「コロナ禍も解釈を変えればプラスにもなる」という、冒頭のポジティブシンキングの正体なのかもしれない。

TKCモニタリング情報サービス システム改訂のご案内

これらの改訂は2020年7月中旬*を予定しております。提供日や改訂の詳細につきましては事前にメールでもご案内いたします。
 ※新型コロナウイルス感染症への対応に伴う影響により、提供時期が遅れる可能性があります。予めご了承ください。

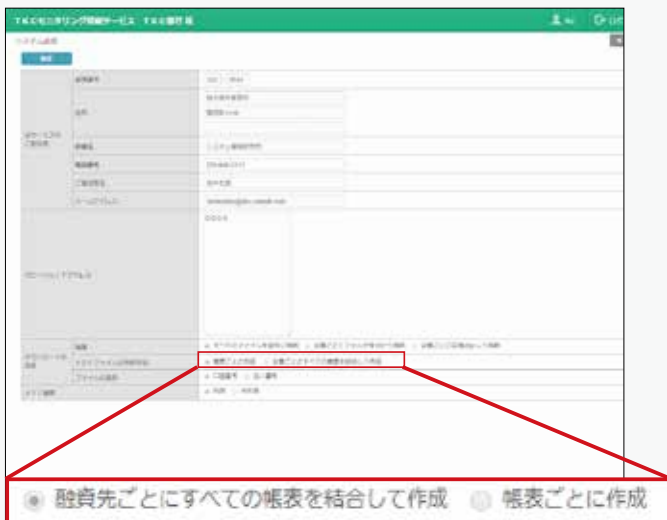
1

提供帳表(PDF)の結合

現在、提供帳表は、帳表ごとに1つのPDFファイルでダウンロードできるようになっています。

しかしながら、金融機関が提供帳表を印刷する際、1帳表ずつPDFファイルを開いて印刷する必要があり、印刷に手間を要します。このため、システム設定により、提供帳表を一つのPDFファイルに結合してダウンロードできるように改訂し、金融機関における印刷作業の手間を削減します。

なお、現行の運用変更を強制させないようにするため、提供帳表(PDF)の結合はシステム設定で行えるようにします。



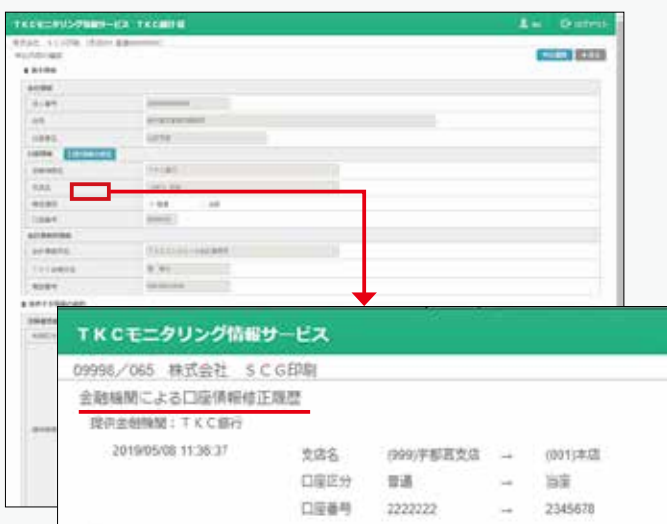
2

金融機関による口座情報の修正

口座情報の修正手続きを簡略化するため、金融機関が「申込内容の確認」メニューで口座情報を直接修正できるように改訂します。

金融機関が口座情報を修正した場合、TKC会員が利用するPROFITEメール*アドレスおよび利用申込時に登録したメールアドレスにその旨を案内します。

なお、金融機関が口座情報を修正した場合、TKC会員事務所および融資先企業が確認する「利用申込内容の確認」画面では、修正後の口座情報及び修正履歴を表示します。
 ※TKC会員専用メール。



3

申告期限内の再申告への対応

申告期限内の同日に電子申告を複数回実施した場合、金融機関にメール及びログイン画面でご案内するデータ提供件数は、重複排除して1件とカウントするように改訂します。

また、申告期限内の異なる日に再申告した場合を踏まえ、閲覧・ダウンロードの一覧画面で提供履歴を確認できるように改訂します。これにより、支店への提供データの展開漏れ等を防止します。

なお、提供帳表の閲覧・ダウンロードの一覧画面では、従来どおり最後に提供したデータのみを表示しますので、古い提供データを閲覧・ダウンロードする心配はありません。



「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年6月4日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	30,321	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	4,856	990
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	3,971	651
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,484	377
3 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	1,981	201
4 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	1,608	205
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,580	235
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,277	755
2 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,427	154
3 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,422	340
4 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,396	268
5 足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,262	262
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,073	223
7 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,917	296
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	1,917	313
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	1,915	238
10 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	1,873	162
11 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,733	199
12 京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,639	167
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,562	140
14 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,483	164
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,401	169
16 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,377	181
17 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,373	174
18 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,344	164
19 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,334	111
20 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,325	98
21 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,297	165
22 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,270	143
23 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,219	128
24 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,199	109
25 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,183	228
26 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,150	155
27 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,120	160
28 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1,084	184
29 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,066	75
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,062	82
31 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,049	129
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,041	127
33 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,020	126
34 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	996	66
35 山口銀行	山口県	平成28年11月	984	144
36 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	964	103
37 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	920	303
38 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	914	104
39 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	911	128
40 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	909	101
41 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	881	77
42 百十四銀行	香川県	平成28年12月	877	82
43 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	839	106
44 山形銀行	山形県	平成29年 8月	829	153
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	816	112
46 北越銀行	新潟県	平成30年 6月	808	96
47 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	794	83
48 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	785	63
49 中京銀行	愛知県	平成28年10月	766	170
50 紀陽銀行	和歌山県	令和元年 5月	732	76
上記以外の地銀・第二地銀 計			23,577	3,086

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	1,786	420
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,407	174
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,300	201
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,228	147
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,055	381
6 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	962	121
7 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	917	52
8 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	910	94
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	890	88
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	875	128
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	871	57
12 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	844	121
13 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	835	296
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	769	42
15 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	757	37
16 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	740	67
17 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	734	88
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	734	88
19 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	709	104
20 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	675	107
21 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	673	40
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	630	36
23 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	589	62
24 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	586	52
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	574	91
26 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	571	42
27 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	557	96
28 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	542	58
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	536	48
30 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	529	163
上記以外の信用金庫 計			32,022	4,563

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	579	191
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	507	49
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	257	18
4 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	233	34
5 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	228	36
上記以外の信用組合 計			4,230	652

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1,265	31
2 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,072	97
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	1,012	112
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	786	326
5 長野県信用保証協会	長野県	令和元年10月	602	150
上記以外の信用保証協会 計			3,724	583

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	9	12,624	1,669
2 地銀・第二地銀	102	101	90,112	11,442
3 信用金庫	255	242	56,807	8,064
4 信用組合	130	60	6,034	980
5 信用保証協会	51	32	8,461	1,299
6 その他	-	5	36,447	2,752
7 合計	547	449	210,485	26,206

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(449機関)

令和2年6月4日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫

須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのもめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
大東信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合

青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎二愛信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.28

発行日 令和2年6月26日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・林